

平成23年5月

東日本大震災により被災された皆様へ
—日本医師会年金 被災地域年金加入者等に対する特別措置—

社団法人 日本医師会

このたび東日本大震災により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

標記につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

おもな特別措置

1. 被災地の医師年金ご加入者は、ご自分の年金原資を「震災復興年金」として引出し、当座の生活費や建物改修費用等、復興資金としてご活用ができます。
2. 書類の提出がなくとも年金支給を継続するなど、諸手続きを簡略化します。
3. 一時的に掛金が支払われなくても、年金の受給権は確保されます。

●対象者

医師年金において、基本的に岩手県、宮城県、福島県に住所あるいは通信先のお届けがある加入者・受給者（以下、対象者）とします。

●期間

「当分の間」とします。

〈上記特別措置の内容〉

1. 震災復興年金（加入者）

医師年金では、65歳からの養老年金受給前でも、傷病や育英などの理由に限り、年金を継続しながら、加入者の資金需要に応じて、「傷病年金」や「育英年金」が受給できる制度があります。今回その規定を準用して、以下のとおり、「震災復興年金」制度を設けます。

- ① 対象：対象者のうち、加入者（年金の掛金をお支払い中の方等）で、当座の生活費や建物改修費用等、復興資金を必要とされる方（資金用途を証明する書類の提出は不要とします）。
- ② 年金月額：加入者がご自分の年金原資の範囲内で受取総額を決定し、下記給付期間に応じて月額が計算されます。
- ③ 給付期間：2、3、4、5年間から選択できます。

なお、本年金での受給分は、将来の養老年金額より控除されます。

（詳細・手続きにつきましては、下記年金・税制課までお問合わせください。以下同）

2. 諸手続の簡略化（加入者・受給者）

年金の手続き上、本来は提出が必要な書類の省略・簡略化を行います。

一例として、

○年金受給権者届

通常： 保証期間終了後の年金受給者は、年金受給継続の条件として、毎年市役所等公的機関の公印による証明の上、本届の提出が必要

特別措置：状況に応じて、①公印の省略②本人あるいは関係者（地区医師会等）からの情報で生存確認、ができれば、本届の提出省略可とする、等。

その他の手続きにおいても、印鑑証明書の省略等、対象者の負担軽減を図ります。

3. 掛金について（加入者）

もとより医師年金では、一定期間、掛金の支払いがない場合、未納でも基本的に年金受給権は確保されます。

未納分を後日まとめて、口座引落とし等で支払うことができますし、未納のままでも、年金は支給されます（ただし、予定年金月額が減少します。）

上記に限らず、医師年金に関しまして、お困りのことやご不明の点がありましたら、何なりとお問合わせ、ご相談くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本医師会 年金・税制課 TEL 03-3946-2121（代表）

03-3942-6487（直通） 平日 9：30～17：00

（個人データ確認のためのコンピューターシステムの関係で、お問合わせ時間を上記のとおりにさせていただきます。）

以上